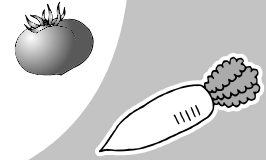




農家の代表者



新しい農業委員

	氏名	新現別	自治会名
選挙による委員	第1選挙区 (6-5)		
	宇津木信一	新	西汗上西
	坂入 利夫	新	磯 岡
	鶴見 文一	新	上郷四区
	赤羽 和之	現	東 汗 東
	鈴木 武夫	現	東蓼沼東
	第2選挙区 (6-6)		
	塩谷 唯夫	新	三 ツ 家
	舘野 正勝	新	坂上本田
	山本 辰夫	新	泉 町
	大島 佑一	新	中 町
	上野 政博	新	五 分 一
	猪瀬 正明	新	上蒲生北
	第3選挙区 (6-6)		
	山崎 哲夫	新	大山第二
	齋藤 隆	新	天 神 町
	古口 隆一	現	川中子三区
	大島 一郎	新	石田上坪
遠井 登	新	上 梁	
角田喜一郎	新	下 神 主	
推薦による委員	議会が推薦した学識経験者		
	日向野昌子	新	上郷一区
	黒須シヅ子	新	三 本 木
	稲葉 信子	新	大山第三
	農業協同組合が推薦した委員		
	鈴木 靖之	現	東蓼沼西
	農業共済組合が推薦した委員		
	藤田 明德	元	西 町
	土地改良区が推薦した委員		
中三川武男	現	東館北部	

農業委員会委員の任期が7月19日で満了し、新たに23人の委員が決まりました。

農業委員会委員は任期が3年で、選挙によって選ばれる委員と、議会などによる推薦の委員で構成されます。

農業委員会の選挙は、各選挙区とも定数(6人)を越えなかったため、投票は行われませんでした。

農地に関することは農業委員へ

農地の転用・農地の貸し借り・農業後継者結婚相談など、「農業問題なんでも相談」を毎月第1水曜日(休日・祭日の場合は翌週に行います。)に、庁舎1階町民相談室において午前9時から正午まで開催しています。お気軽にご利用ください。費用は無料です。

▼問い合わせ先=農業委員会事務局
☎ 9166





鈴木 武夫
中根・向川原・
東蓼沼東
☎665724



鶴見 文一
上郷4区・上郷5区・
西蓼沼
☎663155



日向野昌子
上郷1区・上郷2区
☎665936

新農業委員と
担当地区
(敬称略)



塩谷 唯夫
三ツ家・常光坊
☎662863



坂入 利夫
磯岡・西汗下・
本郷台団地
☎662840



宇津木信一
西木代・西汗上西・
西汗上東
☎663434



赤羽 和之
東汗東・東汗西・
上文挾・露無
☎662650



鈴木 靖之
東蓼沼西・上郷3区
☎664038



上野 政博
下蒲生・五分一・
愛宕町
☎664311



猪瀬 正明
上蒲生北・上蒲生
南・願成寺・峰町
☎666176



中三川武男
東館北部
☎662873



山本 辰夫
東館南部・泉町・
井戸川・上町
☎664458



大島 佑一
中町・大町・下町
☎664543



齋藤 隆
天神町・下多功・
多功下坪
☎632401



稲葉 信子
大山第三・大山第四
☎637796



山崎 哲夫
大山第一・
大山第二・城台
☎638665



黒須シツ子
三本木・坂上河原
☎662881



館野 正勝
坂上本田・三村
☎665919



角田喜一郎
上神主・下神主・
鞘堂
☎662598



大島 一郎
石田上坪・島崎・
西田北・西田南
☎665353



古口 隆一
川中子2区・川中子3
区・石田下坪
☎663684



遠井 登
上梁・下梁・
川中子1区
☎633731



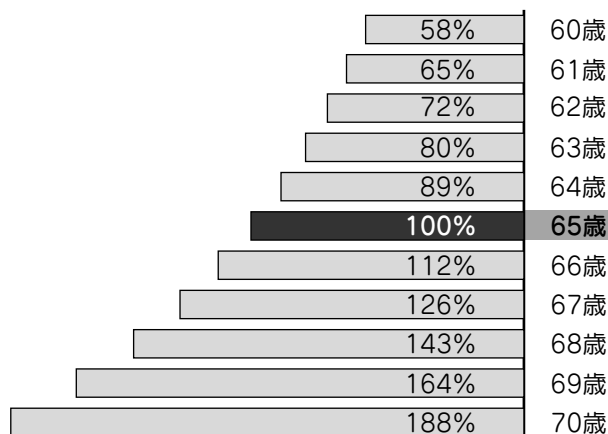
藤田 明德
西町・本町・
富士見台・西浦
☎632840

老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ請求は慎重に

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳以後いつからでも受けられます。ただし、64歳以前から受けると減額され（繰上げ支給）、66歳以後から受ける場合は増額（繰下げ支給）されることとなります。また、減額増額された支給率は生涯変わりません。

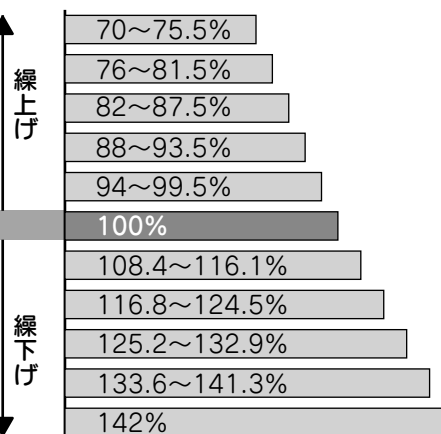
昭和16年4月1日以前に生まれた人

1年単位で支給率が異なります。



昭和16年4月2日以降に生まれた人

1か月単位で支給率が異なります。



繰上げ支給 ▲▲▲

- ①一度繰上げ請求をすると取り消しすることはできません。
- ②障害基礎年金、寡婦年金は原則として受けられません。
- ③遺族厚生（遺族共済）年金は65歳までの間は、選択になります。65歳からは両方とも受けられます。
- ④特別支給の老齢厚生（退職共済）年金は支給停止になります。ただし、生年月日が昭和16年4月2日以後の人は一定の額が減額されますが、併給できます。
- ⑤厚生年金、共済組合に加入すると支給停止になります。（昭和16年4月1日以前生まれの人が対象）
- ⑥請求後は、高齢任意加入はできません。

繰下げ支給 ▼▼▼

- ①昭和12年4月1日以前生まれの人で、厚生年金の加入期間がある人は、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に繰下げ請求をしなければなりません。
昭和12年4月2日以降生まれの人は、老齢厚生年金の繰下げ支給は廃止され、老齢基礎年金のみ繰下げ請求できます。
- ②振替加算も同時に繰下げになりますが、増額にはなりません。
- ③65歳に達したとき、または達した日以後に、老齢・退職を支給事由とするもの以外（例えば遺族厚生年金）の受給権者であった場合、または受給権者になった場合は、その年金給付の受給権が発生した時点までの繰下げは認められます。

平成17年度の年金額（満額）→794,500円（月額66,208円）

この額は、20歳から60歳になるまでの40年間のすべての期間に保険料を納付した人が、65歳から支給される金額です。

▼問い合わせ先＝宇都宮西社会保険事務所 ☎ 028 (600) 3885
住民課 国民年金係 ☎ ⑥9127

変更のお知らせ

平成17年5月生まれ・6月生まれ のお子さんの保護者の方へ

平成17年度の健康カレンダー、6ページの予防接種（ポリオ・BCG）予定表に変更がありますのでご確認ください。

BCGおよびポリオは生ワクチンのため、接種間隔を4週間以上空ける必要があります。

健康カレンダーでは、4週間空けずに接種するようになっていますので、下記のように訂正してください。BCGは生後6か月までが対象であり、ポリオとくらべて接種機会が少なくなっているためです。ポリオは生後3か月から1歳6か月まで（事情によっては7歳6か月まで）受けられますので、BCGを優先してお受けになるようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、健康福祉課までお問い合わせください。

<5月生まれのお子さん>

BCGを9月29日(木)に受けた場合…

ポリオは1月に受けてください。

BCGを8月31日(木)に受けた場合…

ポリオは10月、または1月に受けてください。

<6月生まれのお子さん>

BCGを10月27日(木)に受けた場合…

ポリオは1月に受けてください。

BCGを9月29日(木)に受けた場合…

ポリオは1月に受けてください。

結核・肺がん検診の対象者が 変わります

昨年度までは、結核検診が18歳以上の人を対象としていましたが、結核予防法の改正により、結核検診の対象者が65歳以上になりましたので、40歳から65歳未満の人は肺がん検診のみ、65歳以上の人は結核検診と肺がん検診を実施することになりました。

このため、40歳未満の人については昨年度までは通知が届いたが、今年度からは通知が届かないこととなりますので、ご了承下さい。

対象者

40歳～64歳の人…肺がん検診

65歳以上の人…結核・肺がん検診

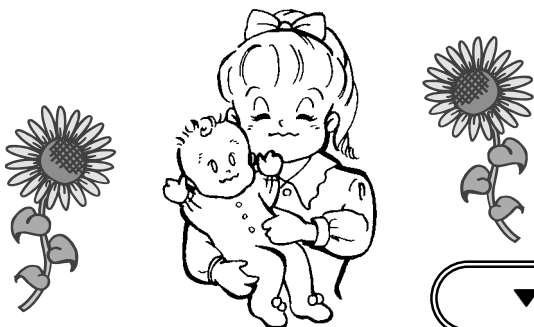
（年齢は平成18年4月1日を基準日としていますので、現在39歳の人でも平成18年4月1日までに40歳になる人は対象となります。）

※いつどこの会場で実施するかについては、現在調整中です。9月号の広報や回覧でお知らせします。

また、個人通知の中に指定の日時・場所を示しますが、都合が悪い場合は他の会場でも受けられます。

結核・肺がん検診の予定日

9月	1日・2日・5日・9日・12日・21日・22日
10月	3日・6日・7日・11日・12日・18日・20日・24日・26日・28日
11月	6日



▼問い合わせ先＝健康福祉課 保健衛生係 ☎ 9132

「石田公園」・「いちよう公園」 が完成しました



平成15・16年度にわたり整備を進めてきました、「石田公園」・「いちよう公園（本郷台団地内）」が完成しましたので、8月1日から利用できます。

多くの皆さんの利用をお待ちしています。



石田公園



いちよう公園



▼有料施設の申し込み先＝体育センター ☎ 567328
▼問い合わせ先＝都市計画課 都市整備係 ☎ 569141

ふれあいイキキサロンで 体を動かしましょう。



健康運動指導士と町の在宅介護支援センターが、下記の日程で各小学校区の「ふれあいイキキサロン」にて体操指導を行います。健康づくりや寝たきり予防・転倒予防のために、気持ちよく体を動かしてみませんか？ 参加申し込みはいりません。皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

地区名	会場	日時
本北小地区	本北コミュニティセンター	8月 4日(木) 午前10時～12時
明南小地区	明治南小学校	9月 14日(水) 午前10時～12時
本北小地区	本北コミュニティセンター	10月 6日(木) 午前10時～12時
本郷小地区	夢沼児童館	10月 7日(金) 午前10時～12時
北小地区	石田コミュニティセンター	10月 14日(金) 午前10時～12時

▼問い合わせ先＝健康福祉課 保健衛生係 ☎ 569132

介護保険サービスの利用の仕方

サービスを提供してくれる事業者が町と連絡をとりながら、サービスの利用計画（ケアプラン）を立てて利用します。



（しかし、これを本人や家族だけで行うのはとても大変です…）



そこで、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用のお手伝いをします。

ケアマネジャーの仕事

介護に関する相談にのったり、サービスの内容の説明、本人の心身の状況にあったケアプランの作成、関係機関との連絡等を行います。



認定の申請をした後は、**ケアプランを作成依頼** しましょう！
(ケアマネジャーの申込)

ケアプランの作成依頼は、居宅介護支援事業者にお願ひしてください。

居宅介護支援事業者（上三川町内）

（平成17年6月1日付指定分まで）

事業者名	住 所	電話番号
在宅介護支援センター トータスホーム	下神主229番地6	☎ ⑤22220
社会福祉協議会	上三川5082番地15	☎ ⑤63166
在宅介護支援センター 友愛苑	上三川1636番地2	☎ ⑤68885
三本木居宅介護支援センター	三本木411番地4	☎ ⑤52005
居宅介護支援事業所 夕顔	しらすぎ一丁目42番地	☎ ⑤52007
居宅介護支援事業所 ふれあい	西汗1533番地13	☎ ⑤51580

※ここには載せていませんが、町外の居宅介護支援事業者も利用することができます。

※施設に入所する人は、直接施設に申込をして下さい。また、要支援に認定された人は施設へ入所することはできません。

▼問い合わせ先＝保険課 介護保険係 ☎ ⑤69102

▼問い合わせ先＝健康福祉課
社会福祉係 ☎ ⑤9128

また、広島市と長崎市では、毎年8月6日と8月9日に、それぞれ原爆死没者の慰霊式と平和祈念式を行っており、広島市では8月6日午前8時15分、長崎市では8月9日午前11時2分に、平和の鐘を合図に、1分間の黙とうを捧げることとしています。両市では、今年も平和を祈る輪を全国に広げるため、原爆が投下された時刻に黙とうを捧げられるよう、協力の呼びかけを行っています。



戦没者・原爆死没者の慰霊と
世界恒久平和祈念の
黙とうを…

8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。この日は、戦争で亡くなった数多くの人々を追悼し、平和を祈念することを目的に、毎年日本武道館で全国戦没者追悼式が行われます。今年も正午を合図に1分間の黙とうが行われますが、皆さんもそれぞれの職場や家庭などで、追悼と平和祈念の黙とうを捧げましょう。